

8 東彼杵町条例第 1 4 号

東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 7 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町体育館設置条例の一部を改正する条例

東彼杵町体育館設置条例（昭和３４年条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
第１条 東彼杵町立体育館を次のとおり設置する。		第１条 東彼杵町立体育館を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
千綿児童体育館	東彼杵町駄地郷182番地	千綿児童体育館	東彼杵町駄地郷182番地
		彼杵児童体育館	東彼杵町彼杵宿郷501番地
大楠体育館	東彼杵町菅無田郷309番地1	大楠体育館	東彼杵町菅無田郷309番地1
千綿体育館	東彼杵町平似田郷740番地	千綿体育館	東彼杵町平似田郷740番地

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。